

## 成年年齢引下げに伴う消費者被害対策の更なる強化を求める意見書

本年4月1日、いよいよ民法の成年年齢が20歳から18歳に変更され、成年年齢が引き下げられる。民法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の成立当初より、法律上18歳になると一人前の成年と認められ、親権者の同意なく契約ができるようになる。携帯電話の購入や賃貸契約もできる一方で、これまで未成年者を消費者被害から守り、最大の防波堤ともされていた未成年者取消権が失われることとなり、悪質事業者のターゲットとなることなどが懸念されてきた。本区議会としても、令和元年7月に「若年者の消費者被害防止等のための法整備を求める意見書」を可決したところである。

政府はこれまで、実践的な消費者教育の実施を推進するため、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、法務省、金融庁、消費者庁及び文部科学省の4省庁の緊密な連携を図るとともに、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を閣議決定し、若年者への消費者教育を当面の重要事項に位置付け、集中的・重層的な取組を推進してきた。

しかしながら、成年年齢引下げが若年者へ及ぼす重大な影響や必要な対策等に関する認識が社会全体に十分に浸透したとまでは言えない。改正法施行直前の現在においても、未成年者取消権が行使できなくなる20歳になるとマルチ商法の苦情相談が急激に増加し、また、クレジットカードを作成して多額の借金を抱え、返済に苦慮する若者もいる。さらに、国民生活センターの報告書によれば、令和2年までの直近5年間に、契約当事者を18歳又は19歳とする相談の件数は毎年約1万件に上り、その内容は、20歳から22歳までにおいても件数が多い健康食品やデジタルコンテンツ、出会い系サイトの商品・役務等に関する相談が多数を占める。

すなわち、成年年齢が引き下げられると、このような問題がより拡大し、深刻な被害の発生も容易に想定される。そのため、成年年齢引下げに即した消費者教育の充実をこれまで以上に進めるとともに、判断力・知識・経験等の不足に付け込んで消費者契約を締結させる付け込み型不当勧誘について、早急に消費者契約法に取消権を整備するなど、消費者被害拡大を予防し、救済する手当てが必要であることは論を待たない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、成年年齢引下げに伴う消費者被害対策の更なる強化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年3月30日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

宛て